

昭和二十三年大蔵省令第九号

生命保険中央会及び損害保険中央会の保険業務に関する権利義務の承継等に関する法律第四
条第四項の規定による東亜火災海上保険株式会社の損失及び利益決定の基準等に関する件
生命保険中央会及び損害保険中央会の保険業務に関する権利義務の承継等に関する法律第四
項に基いて、東亜火災海上保険株式会社の損失及び利益を決定する基準等を次のように定める。
第一条 生命保険中央会及び損害保険中央会の保険業務に関する権利義務の承継等に関する法律
（以下法という。）第四条第一項の損失は、東亜火災海上保険株式会社（以下東亜火災社という。）
の、法第三条の業務に基く収入金額が、法第三条の業務に基く支払金額に對し不足する額とす
る。

第二条 法第四条第二項の利益は東亜火災社の、法第三条の業務に基く収入金額が、法第三条の業
務に基く支払金額を超過する額とする。

第三条 前二条の法第三条の業務に基く収入金額とは、東亜火災社が法第三条の業務に基き収入し
た金額（法施行前に損害保険中央会が、その業務に基き収入した金額を含む。）であつて、左に
掲ぐるもの及び戦時補償特別措置法第二十二條（第四十條において準用する場合を含む。）又は
第三十九條の規定により消滅した貸付金の債権の金額に相当する金額の合計額をいう。

一 保険料（受再保険料を含む。）

二 再保険収入

イ 再保険金

ロ 再保険手数料

ハ 再保険返戻金

三 保険金戻入

四 収入利息

五 雑収入

第四条 第一条及び第二条の法第三条の業務に基く支払金額とは、東亜火災社が法第三条の業務に
基き支払つた金額（法施行前に損害保険中央会が、その業務に基き支払つた金額を含む。）であ
つて、左に掲ぐるものの合計額をいう。

一 保険金（受再保険金を含む。）

二 解約返戻金

三 其他返戻金

四 再保険支出

イ 再保険料

ロ 再保険金割戻

五 代理手数料

六 受再保険手数料

七 経費

八 支払利息

前項第一号から第六号まで及び第八号に掲げるものであつて、財務大臣が別に定める日におい
て債務の確定している未払金額は、これを前項の支払金額に加えることができる。

第五条 第三条第二号ロの再保険手数料、第四条第五号の代理手数料及び第六号の受再保険手数料
の額は、予め財務大臣の承認を受けた額による。

第六条 第四条第七号の経費は、予め財務大臣の承認を受けた額の範囲内による。

第七条 法第三条の規定により東亜火災社が損害保険中央会から承継した保険業務に関する権利義
務に係る業務の計算期間は、財務大臣が別に定める。

附 則

この省令は、法の施行の日から、これを適用する。

附 則（昭和二十四年三月二三日大蔵省令第一四号）

この省令は、公布の日から施行し、昭和二十四年二月二十八日から適用する。

附 則（昭和二十六年三月一〇日大蔵省令第九号）

この省令は、公布の日から施行し、昭和二十六年二月二十八日から適用する。

附 則（平成二十二年八月二二日大蔵省令第六九号）

1 この省令は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、第百八十一条第一項、第百八十二
条第一項（改正前国共済施行規則第七十八条中「十二分の二」とあるのは「九分の二」と読み替
える部分に限る。）及び第二項並びに第百八十三条第一項の規定は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、こ
れを取り續き使用することができる。